

**県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき
議決を求めることについて**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 91 条第 6 項において準用する同法第 90 条第 10 項の規定に基づき、令和 6 年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事 業 名	関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
県 営 か ん が い 排 水 事 業	彦 根 市	63,876,000 円
	長 浜 市	9,959,000
	近 江 八 幡 市	1,108,000
	草 津 市	23,625,000
	守 山 市	26,129,000
	野 洲 市	5,271,000
	高 島 市	4,001,000
	東 近 江 市	18,888,000
	米 原 市	8,515,000
	日 野 町	3,600,000
	竜 王 町	2,800,000
	愛 荘 町	3,708,000
	豊 郷 町	431,000
	甲 良 町	798,000
	多 賀 町	165,000
	計	172,874,000
県 営 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業	大 津 市	2,500,000
	彦 根 市	11,267,000
	長 浜 市	5,851,000
	草 津 市	2,250,000
	栗 東 市	3,400,000
	高 島 市	8,000,000
	東 近 江 市	14,100,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営経営体育成基盤整備事業 (続き)	米原市	5,500,000 円
	愛荘町	4,800,000
	計	57,668,000
県営中山間地域総合整備事業	長浜市	1,300,000
	甲賀市	5,250,000
	計	6,550,000
県営農地防災事業	大津市	8,800,000
	長浜市	15,750,000
	近江八幡市	11,115,000
	草津市	5,900,000
	甲賀市	8,080,000
	野洲市	990,000
	湖南市	21,560,000
	高島市	3,630,000
	東近江市	775,000
	米原市	19,030,000
	多賀町	1,760,000
	計	97,390,000
合 計		334,482,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		